

A stylized landscape illustration featuring rolling green hills in the foreground and background. On the left, there is a green tree and a purple flower. A small red bird is flying in the sky. The sky is composed of horizontal bands of blue and white. The text is positioned on the right side of the image.

阿賀町 いじめ防止基本方針 【簡略版】

令和4年4月1日 改訂
阿賀町・阿賀町教育委員会

目次

- はじめに
- いじめ防止などの対策に関する基本理念
- いじめの定義
- 具体的ないじめの形態の例
- いじめの類似行為の定義
- いじめの認知、その後の対応での留意事項
- いじめの防止に関する基本的な考え方
- 町及び町教育委員会が行うべき施策
- 町立学校が行うべき施策
- 重大事態への対処
- その他いじめ防止のための対策に関する留意事項

はじめに

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えます。それは、児童生徒の生命、心身に重大な危険を生じさせる恐れもあります。
- 阿賀町では、県が推進する「深めよう 絆 県民運動」「いじめ見逃しゼロ県民運動」とともに、学校をはじめ、家庭や地域と一体となった「いじめ根絶」に向けた取組を行ってきました。
- この度の「新潟県いじめ防止基本方針」の改定を受け、阿賀町においても、改めて「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」問題であるという認識をもち、いじめに悩む児童生徒を救うため、町いじめ防止基本方針を改定することとしました。学校、家庭、地域、その他関係する皆様との連携を強化し、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

いじめ防止などの対策に関する基本理念

日頃から学校の内外を問わず、「いじめを許さない」意識の醸成、互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでもだれでも相談できる体制の整備等の推進を行います。

いじめ防止などの対策に関する基本理念

いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、町、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組めます。

いじめ防止などの対策に関する基本理念

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分に自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮します。

いじめ防止などの対策に関する基本理念

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらも、はやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにします。

いじめ防止などの対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱います。

いじめの定義～いじめとは～

- いじめ防止対策推進法第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

いじめの定義～いじめとは～

一定の人間関係	学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
物理的な影響	心的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする等を意味する。

具体的ないじめの態様の例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの類似行為の定義

- 新潟県条例第2条第2項

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

いじめの類似行為の定義

蓋然性

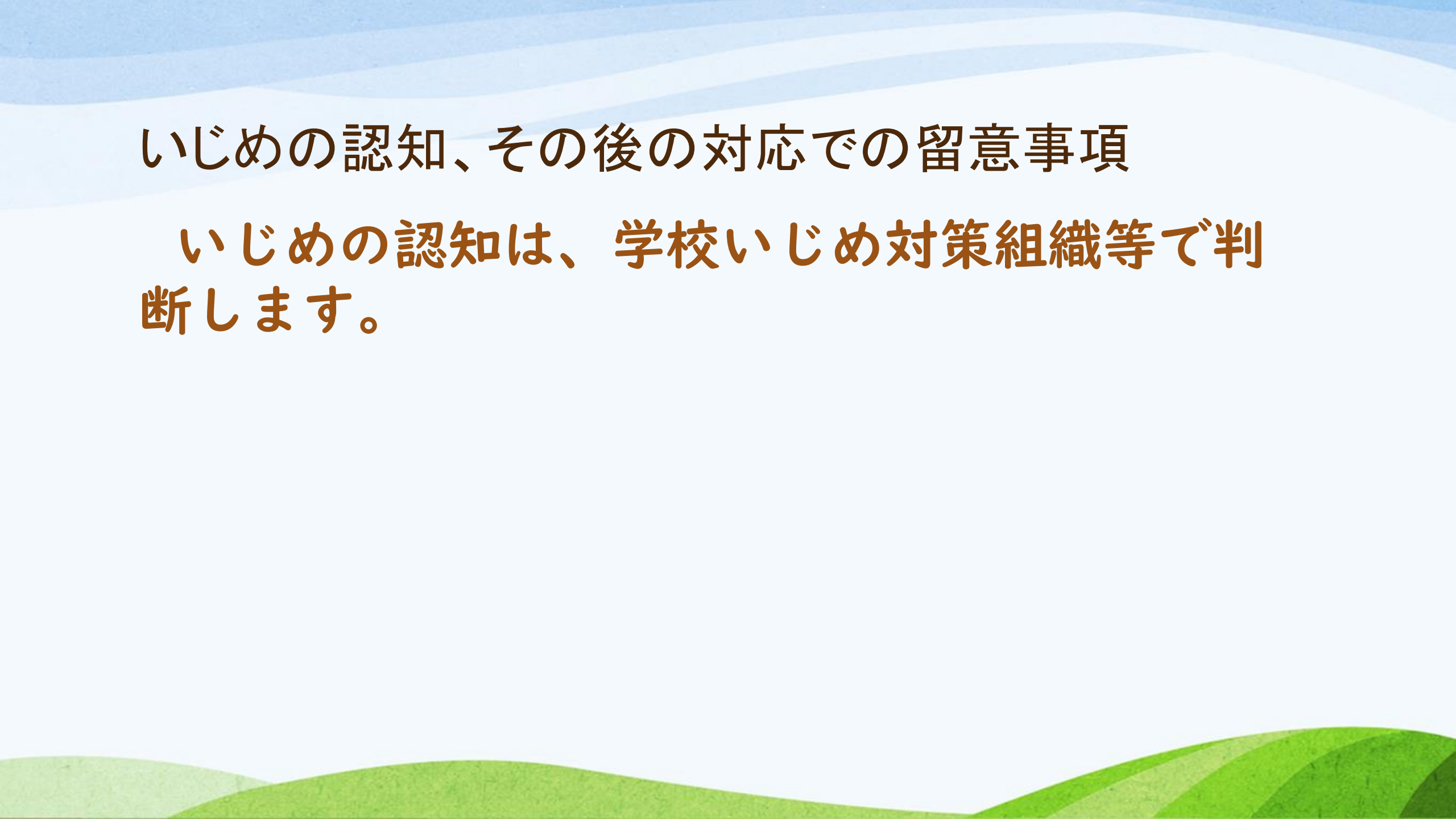
ある事柄が起こる確実性や、ある事柄が真実として認められる確実性の度合い。確からしさ。

類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合

いじめの認知、その後の対応での留意事項

いじめを受けたとされる児童生徒の聞き取り等を行うときは、その行為が起きた時点の本人や周囲の状況等を客観的に確認します。



いじめの認知、その後の対応での留意事項

いじめの認知は、学校いじめ対策組織等で判断します。

いじめの認知、その後の対応での留意事項

外見的には遊びに見えても、見えないところ
で被害が起きている場合があったり、様々な理
由で本人がその事実を否定する場合もあるので、
状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性
に着目して、いじめに該当するかどうかを判断
します。

いじめの認知、その後の対応での留意事項

いじめに当たると認知した場合でも、すべてに厳しい指導が必要とは限りません。好意による行為が心身の苦痛を感じさせてしまったり、改めて良好な関係を再び築いたりした場合は、柔軟な対応をすることも可能です。ただし、法が定義するいじめに該当するので、学校いじめ対策組織で対応します。

いじめの認知、その後の対応での留意事項

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められたときは、教育的な配慮等の上、早期に警察へ相談することとします。児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が起きる恐れがある場合は、すぐに警察に通報し、援助を求めます。

いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない校であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければなりません。
- 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対応することが重要です。

町及び町教育委員会が行うべき施策

- 阿賀町いじめ問題等対策連絡協議会を設置します。
- 阿賀町いじめ防止対策等に関する委員会を設置します。
- 阿賀町いじめ等に関する調査委員会を設置します。
- いじめ防止等の対策、専門機関等の活用・連携をはじめとした取り組みを行います。

町立学校が行うべき施策

- 各学校は、学校いじめ防止基本方針を策定します。
- いじめの防止等の対策のための組織を設置します。
- いじめの防止等に関する措置を行います。

* 詳しくは、学校ホームページ、学校からのお便りをご覧ください。

重大事態への対処

Ⅰ 重大事態の意味

（Ⅰ）いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

自殺を意図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断します。

重大事態への対処

Ⅰ 重大事態の意味

(2) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、重大事態ととらえ、速やかに調査を始めます。

重大事態への対処

Ⅰ 重大事態の意味

(3) その他

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもののとして報告・調査を行います。

重大事態への対処

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校（町教育委員会を経由）は、町長に報告します。

町教育委員会は、町いじめ防止対策委員会へ伝えます。

重大事態への対応

3 重大事態の調査

●基本調査と詳細調査を行います。

- ・基本調査 ▶ 学校が行います。
- ・詳細調査 ▶ 町いじめ防止対策委員会又は学校を主体とする調査委員会が行います。町教育委員会が判断します。

重大事態への対応

3 重大事態の調査

●基本調査と報告

学校は、重大事態が発生した場合、基本調査を実施します。調査結果を町教育委員会へ報告します。

重大事態への対応

3 重大事態の調査

●詳細調査と報告 町教育委員会が行います。

- ・町いじめ防止対策等委員会へ基本調査結果を伝え、詳細調査を要請します。
- ・町いじめ防止対策等委員会は調査を行い、結果を町教育委員会へ報告します。
- ・調査結果を町長へ報告します。

※ 当該児童生徒及び保護者の所見をまとめた文書を添えて報告します。

重大事態への対処

4 調査結果の提供

●調査結果をいじめ被害児童生徒、保護者、いじめ加害児童生徒、保護者へ伝えます。

- ・調査により明らかになった事実関係をいじめ被害児童生徒及び保護者に、適時・適切な方法で説明します。
- ・個人情報に十分配慮し提供を行います。

重大事態への対処

5 重大事態への対処の留意事項

- ・ 緊急避難措置としてほかの学校へ転学する等の措置を行うことができるようにします。
- ・ 心のケアと落ち着いて学校生活を取り戻すための支援
- ・ 自殺事態 ▶ 背景調査の実施
- ・ 調査結果の公表
- ・ 被害児童生徒への継続的ケア

重大事態への対処

6 町長による再調査と措置

●町長は、同種の事態の発生为防止のため必要があると認めるときは、再調査します。

- ・調査委員会は、再調査の結果を町長へ報告します。
- ・町長は、その結果を議会に報告します。
- ・町長と町教育委員会は、同種の事態の発生为防止のために必要な措置を取ります。

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 国や県の動向等を考慮し基本方針を見直します。
- 2 学校いじめ防止基本方針の策定状況を確認し、公表することを指導します。
- 3 学校との連携と支援を行います。
 - ・ いじめの防止の取組・いじめの早期発見
 - ・ いじめへの対処・専門家との連携体制の構築
 - ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対策



阿賀町いじめ防止基本方針

令和4年4月1日 改訂
阿賀町・阿賀町教育委員会